

会報

石川

2011.1月 No.49



「白山比咩神社」



石川県行政書士会

目次

ご挨拶	1
石川県行政書士会会長 宮川外茂次 日本行政書士会連合会会長 北山 孝次 石川県知事 谷本 正憲	
副会長年頭挨拶	4
石川県知事新年互例会開催 行列のできる無料相談	6
行政書士制度広報月間	7
平成22年度 行政書士試験実施報告 平成22年度女性行政書士交流会石川会 定時総会開催	10
平成22年度 第2回理事・支部長合同会議開催	11
成年後見サポートセンターNEWS	12
支部だより（七尾・輪島・金沢・小松）	14
平成22年度研修会実施状況について	17
全国広報・監察担当者会議報告 中部地方協議会成年後見担当者会議 日行連と中地協各単位会との連絡会	18
情報コーナー	20
行政書士法び改正に向けて	25
会員のコーナー	26
新入会員の紹介	28
会務日誌	29
会員移動	31
編集後記	



【表紙写真説明】

白山比咩神社(しらやまひめじんじや)所在地:白山市三宮町ニ105-1

ご祭神は、白山比咩大神(しらやまひめのおおかみ)＝菊理媛尊(くくりひめのみこと)、伊弉諾尊(いざなぎのみこと)、伊弉冉尊(いざなみのみこと)の三柱。

全国約三千社にのぼる白山神社の総本宮である白山比咩神社の祭神白山比咩大神(菊理媛尊)は『日本書紀』に登場する女神の1人です。歴史は古く崇神天皇(すじんてんのう)7年(西暦前91年)本宮の北にある舟岡山(白山市八幡町)に神地を定めたのが創建と伝わります。

ご利益は「和合の神」「縁結びの神」ですが、最近ではパワースポット「良い波動を持っている場所」として名を知られ全国から沢山人が訪れるようです。境内には樹齢800年の御神木などもあり、是非皆さん一度足を運んでみてはいかがでしょうか。お薦めは、一の鳥居から表参道を約250m上って神門をくぐり拝殿へ向かうコースです。

ご挨拶

石川県行政書士会 会長 宮川 外茂次



新年明けましておめでとうございます。

平成 23 年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

本年が当会会員諸先生並びに関係各位にとって素晴らしい一年になりますよう心よりご祈念申し上げます。

また、会員の諸先生におかれましては、石川県行政書士会の事業運営にご理解ご協力を賜りましてまことにありがとうございます。お陰様をもちまして総会で承認いただきました事業計画は会員各位及び役員一同のご努力とご協力もあいまって着実に実施することができました。

さて、昨年も日本経済特に石川県の経済状況には改善の兆しはなく、建設業界も公共工事の減少に加え民間工事の価格競争により非常に厳しい状況が続いております。政府の景気浮揚対策でもありました「エコ自動車」や「エコ家電」に対する補助事業も相次いで終了し、年末にかけて大幅に売り上げが減少しました、市民生活でも生活保護所帯が毎年増加したとの報道がありました。私ども行政書士は中小企業や零細業者、そして生活弱者といわれる方々とともに様々な業務をそして役所へ提出する書類作成などのお手伝いをさせていただいておりますが、このように私どもを取り巻く環境も同様に厳しくなってきた 1 年でした。

私はこれまで「企業から、地域から必要とされる行政書士」になるための事業を取り組んでまいりましたがその一つに昨年 12 月石川県議会での請願採択があります。その内容は「県及び県の関係機関における行政書士法の遵守徹底に基づく適正な窓口指導の実施をもとめる」ものでした。県や市町の行政窓口において行政書士法を遵守していただくことにより、不安定な申請書等の提出による申請者の不利益処分を防止することができることとなるとの思いからです。

一方、行政書士法の遵守を求めることは私ども行政書士のスキルアップが求められることであり、法令遵守が進むことは私どもが法令遵守を徹底し、許認可申請にかかる各種業法と書類作成の熟知が求められることであります。昨年は、中央大学法科大学

院の安念教授や立命館大学経営学部の中森准教授にご講演を頂いたほか各種業務研修を 20 数回開催しました。また、社会貢献にもつながる成年後見人養成講座を新たに 13 名の会員が修了しています。このことで「成年後見制度」関与会員は人的に充実しましたので、能登地区においても法定後見人として受託できることを関係機関にお知らせするとともに、今後は任意後見手続きを含め「成年後見制度」を県民市民の皆様にお知らせする取り組みを続けていきます。

今年の石川県行政書士会は、行政不服審査法改正の取り組み「行政書士が作成できる許認可等に関して、許認可等の手続きの専門家である行政書士が、依頼者の意向に基づき行政不服審査法における不服申し立て代理を行うことは、依頼者である国民、事業者の権利を保護し、利便に資する。」ことであり「行政書士にもその代理権を認めていただきたい。」とした日行連の要望運動を全国各単位会と協力して推進するとともに、当会の取り組みとして引き続き県及び市町の行政窓口に行行政書士法の遵守を要望していく決意です。また、中小企業支援の取り組みを強化したいと思います。特に「知的資産経営支援」は、私ども行政書士がこれまで顧客企業の許認可取得を通じて確立してきた分野であり、今年こそは私どもが顧客企業の知的資産のマネジメントをすることにより企業体質の改善強化のお手伝いをする業務に取り組もうではありませんか。

昨年同様会員各位のスキルアップに向けた各種の研修会を積極的に開催する予定ですが、このことは行政担当者を始め関係機関及び市民の皆様から私ども行政書士が信頼されるためにも大変重要でありますし、私たち行政書士は「あなたの街の法律家」として日々地域に根ざして業務に取り組んでいますが、「企業から、地域から必要とされる行政書士」となるため、まず、私たちが研鑽し、資質の向上を図ることが重要だと思っています。

最後になりましたが、平成 23 年が本会会員諸先生と私ども石川県行政書士会にとって、輝かしい繁栄の一年になりますことをご祈念申し上げまして念頭のご挨拶といたします。

行政書士制度の さらなる発展のために



日本行政書士会連合会 会長 北山 孝次

平成 23 年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

日頃より、石川県行政書士会ならびに会員の皆様方におかれましては、本会の事業運営にご理解、ご協力を賜ると共に、行政書士制度の発展にご尽力をいただき、心より御礼申し上げます。

「勝ち残る行政書士」を目指して、「法改正」、「許認可等業務の確保・拡大」、「社会貢献」、「組織運営」という 4 つの側面から、優先順位を踏まえ、総合的かつ有機的な取り組みを進めております。

第一の法改正要望については、最重点を行政不服審査法における不服申立ての代理権獲得に置き、諸活動を行っております。昨年 8 月に総務大臣と行政刷新大臣を共同座長とする行政救済制度検討チームが立ち上がり、現政権下で、行政不服審査法改正について本格的な検討に入りました。その中で、代理人の範囲の拡大も検討課題とされております。当会としても機を逸することなく、意見表明をするとともに、各党議員連盟の総会を開催していただき、許認可手続のスタートから行政不服申立て代理まで一貫して行うことができる「行政手続のスペシャリスト」としての特化を目指し、行政書士の代理権獲得に向けた働きかけを行っております。

次の許認可等業務の確保・拡大については、特に、自動車保有関係手続ワンストップサービス (OSS) への対応活動を展開しました。平成 24 年度の OSS の全国展開や中間登録への拡大を踏まえ、国民がいつでも誰でもどこからでも申請手続きができるシステムの再構築を求めるとともに、行政書士が資格者代理人として関わることによる手続の円滑化を主張し、各党議員連盟の総会で理解を求めました。また、昨年 11 月には馬淵国土交通大臣を訪問し、要望をお伝えいたしました。OSS 問題に限らず、行政書士の本来業務の確保と深耕、拡大は永遠のテーマと考え、間断なくあらゆる手立てを講じてまいります。

さらに社会貢献活動としては、成年後見への参画と ADR センターにおける手続実践という 2 つの柱

を掲げております。成年後見への参画については、ご案内のとおり、昨年 8 月に一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターを立ち上げ、まずは全国の会員の参画基盤を作りました。今後は一般社団の活動を軌道に乗せ、資格者後見人としての地歩を固めてまいりたいと考えております。ADR については既に 6 単位会で認証 ADR 機関が立ち上がりました。今後、これらの認証機関の活動を支援しつつ、ADR 代理権の獲得にまい進したいと考えております。

最後に組織運営に関連して注力してきた課題は、研修等を通じた会員の資質向上とコンプライアンスの確立です。改正業法やタイムリーな情報の提供を行う全国研修、倫理科目も対象とする新入会員を対象とした基礎研修について、インターネット活用によるライブ開催を試行実施し、全国の会員が必要な研修を遍く受講できるシステム構築を進めております。また、入管業務に関し、適正な手続を担保し、社会的信頼を高めるために、各単位会にも申請取次行政書士管理委員会等を設置し、会員の資質とコンプライアンスの向上に努めてまいります。

この 2 月には行政書士法施行 60 周年を迎えます。この機に行政書士制度のさらなる周知を図り、行政書士が国民にとって「身近な街の法律家」としての定着を目指さなければなりません。

会長として全国会員の先頭に立ち、行政書士制度のさらなる飛躍に向けた舵取りを行う責務と使命をしっかりと胸に刻み、本年も各都道府県行政書士会と手を携えて、間断なくあらゆる問題に対する取り組みを推進していくことをお誓い申し上げ、新年が石川県行政書士会ならびに会員の皆様にとって益々発展の年となりますように祈念し、年頭のご挨拶とさせていただきます。

年頭の挨拶



石川県知事 谷本 正憲

新年明けましておめでとうございます。石川県行政書士会の会員の皆様におかれましては、晴れやかに新年をお迎えのことと、お慶び申し上げます。

皆様のたゆまぬご努力により、行政書士制度が着実に発展を遂げられ、社会において確固たる地位を築かれたことは、ひとえに皆様が業務に精励され、県民の信頼に応えてこられた賜であり、深く敬意を表します。

今日、県民の行政サービスに対するニーズはますます多様化しており、県民と行政をつなぐ懸け橋として、また、県民に最も身近な法律の専門家として、欠くことのできない存在となっている皆様に寄せられる期待は、さらに大きくなっていくものと思えます。

さて、本県の経済・雇用情勢は、全体として持ち直しを続けているものの、その動きが弱まりつつあり、海外経済の不確実性や円高の影響など、先行きが不透明なところもあることから、まだまだ予断を許さない状況にあります。

県では、関係機関とともに、「経営の安心」、「資金の安心」、「雇用の安心」の三つの安心の確保に向け、セーフティネットの拡充・強化や、公共投資の確保による地域経済の下支えなど、経済・雇用対策に全力を挙げて取り組んでまいりました。今年も、県内の経済・雇用の動向を注視しつつ、経済・雇用対策に総力を挙げてまいります。

一方、本格的な人口減少社会を迎え、広域交流基盤を最大限に活用して人やモノの交流を盛んにし、石川の活力を向上させていく取り組みも重要であると考えています。

交流基盤整備の総仕上げとも言える北陸新幹線については、平成 26 年度末までの金沢開業に必要な予算確保をはじめ、白山総合車両基地以西の早期全線整備、並行在来線対策等について、沿線各県と連携を密にし、最大限の努力をしていきたいと考えています。

加えて、本県の魅力ある地域資源を掘り起こし、磨きをかけるなど、開業効果を最大限に引き出し、県内全域にその効果を波及させるための取り組みを加速させてまいります。

金沢開業を見据えた金沢城公園の整備については、引き続き、平成 26 年度までに、金沢城公園の「橋爪門（はしづめもん）」二の門の復元による金沢城三御門の完成や旧県立体育館跡地の「玉泉院丸跡」の暫定整備などを進めてまいります。

地域における医療提供体制の確保については、医師や看護師の確保対策、救急医療体制の強化などを図るほか、新たな県立中央病院の建設について、現在地での建て替えを前提に、今年秋を目途とした基本構想の策定などの取り組みを着実に進めてまいります。

少子化対策については、昨年策定した「いしかわエンゼルプラン 2010」に基づき、今後とも社会全体で子育て支援する気運の醸成や仕組みの構築に取り組んでまいります。

生物多様性の保全については、地球温暖化防止の取り組みと同様に、我々の生存に不可欠な課題であり、本県では、県土の約 6 割を里山が占め、身近な自然ともいえる里山里海の利用・保全を中心に、昨年、40 年ぶりに里帰りするなど、県民の皆さんの関心が集まる「トキ」が羽ばたくいしかわを目指して、県民、企業の皆様方とともに、取り組みを力強く進めてまいります。

本県の財政は、社会保障関係経費の増加などにより、引き続き厳しい状況が見込まれています。このため、現在策定中の新たな行財政改革大綱等により、更なる歳入確保や歳出全般の見直しを行い、行財政基盤の強化に努めてまいります。

行政書士の皆様におかれましては、今後とも、県勢の発展にお力添えをいただくことをお願い申し上げます。

最後に、石川県行政書士会の今後ますますのご発展と会員各位のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

副会長年頭挨拶

新年のご挨拶



副会長
的場 晴次

皆様、新年明けましておめでとうございます。平成23年が皆様にとりまして、益々ご発展の年となりますよう心よりご祈念申し上げます。

さて、自民党から民主党に政権が交代したにもかかわらず、国民が期待している政治改革は進まず、景気の低迷は当分続きそうな気配です。

このような社会情勢の中でも、行政書士として行政の円滑化に寄与し、国民の利便に資するために本会と致しましては、本年も皆様に有益な情報提供と能力向上のための研修会の充実を図るために一層の努力を重ねたいと思っています。

従来からの行政書士の主な業務である建設業、産業廃棄物、運送業等の許可申請業務のスペシャリストとして、また、著作権、入管等の国際業務の新規開拓に皆様が取り組みできるよう、関係機関の窓口との緊密な連携を図りたいとも考えています。

何れに致しましでも、この一年間に皆様の業務が充実拡大できる環境整備に努めたいと思っていますので、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

新年挨拶

新年あけましておめでとうございます。

今年は久しぶりに雪のお正月となりましたが、皆様には健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

私事ではありますが、毎年、年ごとに一年の経過が早く感じられてなりません。これも歳のせいなのでしょうが、身につまされる思いでいるところであります。

人生60と余年も過ごしてまいりますと、そろそろ「悟りの境地に」などと思いますが、ここは凡夫の悲しさ、なかなか悟りどころかその域に近づくことすらできません。日々煩惱流されてばかり、己の未熟さを痛感し、恥じ入るばかりです。

しかし、一年の計は元旦にありとか、今年は「人生自然流に」。世間の煩わしさにとらわれずマイペースに人生を楽しみたいと思うところであります。

さて、昨年を振り返ってみますと、我々業界にも、また個人的にも余り良い一年ではなかったように思われます。

対外的には、他士業、他業界から我々行政書士の専門分野であるところの職域の解放を迫られています。「OSSの問題」、「種苗法」、「著作権」その他法律関係に関する文書作成など、多あるところではあります。そして、これらの要求は日々強まり、他業界との軋轢は増すばかりです。

しかし、これらはどれ一つとっても絶対に譲ることのできない問題であり、死守しなければなりません。もし仮に一步でも譲歩することになれば、これが蜂の一穴となることは必定でありましょう。

また、内的にもさまざまな問題を抱えています。特に日行連と日政連の関係が危惧され、慮されるところであります。

このように諸問題山積の中、我々も日々研鑽を怠ることなく、行政書士としての誇りを持全てにおいて毅然とした態度で臨まなければなりません。

今年も厳しい年になりそうではありますが、卯年は飛躍の年とか申します。どうか良い年なることに期待しましょう。



副会長
榊 喜弘

副会長年頭挨拶

新年のご挨拶

平成二十三年の新しい年を迎え、会員の皆様おめでとうございます。本年が希望に満ちた1年となりますようお祈り申し上げます。

昭和26年行政書士法施行から本年2月で60周年を迎えます。全国の行政書士会員数は41,000名を超え、当会の会員数も330名を超えています（いずれもH22.10.1現在）。これもこの間の諸先輩方の御努力の成果と、新年を迎え思いを新たにいたしているところでもあります。

さて、昨今のわが国の経済、社会情勢についてはマスコミや多くのコメンテーターは、経済環境は厳しく混沌としていることや、先行きの見通しの暗さを声高に指摘しておりますが、少なくとも実務家としての私たち行政書士は取り巻く環境を「景気が悪い」の一言で傍観者として、評論家のごとくかたづけては、問題解決にはならず、私たち自身が当事者としての意識を強く持つことによって、ぼやけた焦点がはっきりし、その激しい変化にもついて行くことが可能になるのだと思います。問題の本質が見えてくると自らの行政書士としてのポジショニングもおのずと明確になります。またこのことによって、獲得される課題解決の提案力が、行政書士の差別化のポイントであるように思います。

こんな中、市民からブランドとしての行政書士が認知され、より信頼性の向上を構築することを目的として、今後、多様なメディアの活用、広報部門とICT委員会との有機的な連携などにより、広報部門の戦略的な活動のレベルアップに取り組みたいと考えています。当会Webサイト（公式ホームページ、会員向けホームページ）やコンテンツの充実を図り、会員の皆様及び市民へ提供する情報の充実に努める所存です。

今後ともご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。



副会長
丁子 泰征

新年を迎えて

明けましておめでとうございます。

平成23年の輝かしい新春を迎えるにあたり皆様のご清福、ご繁栄を心からお祈り申し上げます。

昨年は例年のない暑い日が続きました。また今年は積雪の多い厳寒の様相を呈した予報が報じられています。

昨今朝鮮半島において突発的な軍事行動が行われ、今後周辺地域に何が起こるか想像がつかない状況下になってまいりました。

古い話になりますが、大東亜戦争（昭和16年宣戦布告）の事が脳裏に浮かんでまいりました。

平成23年は政治経済、防衛等激動の年になるのではないかと考えます。

またこのような状況が考えられる社会保障、民生安定等よりも防衛問題が国の最優先課題に位置付けられ今後本予算及び補正等も含めて大幅な改正増額の方で進んで行くように思われます。

まさに本年は様変わりの年になるのではありませんか？

次に司法の面にも目を向けてみましょう。

全く考えられもしなかった事が起き、省庁内の再発防止策が講じられているようです。

さて、行政書士本来の業務について考えれば取り巻く環境は一段と厳しく、この不況下にどのように対応してゆくかが大きな課題となってまいります。高度な知識と迅速な情報処理が求められています。

最近国及び各地方自治体においても社会状況の変化、住民のニーズに答えるべく法令及び条令並びに規則の改正が行われるに伴い各士業団体においても対応すべく業務研修会が実施され会員の資質の研鑽に努力していますが、我々行政書士は他士業よりも一歩も二歩も前に出て住民との対応に当たりたいものです。

また、近年各士業の間でも特別限定講議が実施され専攻専門職として、ある一定のスペシャリストの対応が出来る場も開拓されてまいりました。

「人生死ぬまで勉強」その姿勢が最も求められるものと思っております。

ともあれ平成23年は激動（政治、経済、防衛）の年であると考えられますが、皆様にとってご多幸とご活躍を念じて年頭の挨拶とさせていただきます。



副会長
八木 史郎

石川県知事新年互礼会開催

平成 23 年 1 月 2 日、金沢ニューグランドホテルにおいて、谷本正憲石川県連合後援会新年互礼会が開催された。

杉本中能登町長の挨拶の後、谷本知事から挨拶があった。5 選後の初めての互礼会とあって、穏やかな表情で北陸新幹線をはじめとした県政の取組みについて挨拶をした。国会議員からは、民主党から奥田衆議院議員、近藤衆議院議員、田中衆議院議員、自民党から馳衆議院議員、北村衆議院議員、岡田参議院議員から挨拶があった。なお、今年（4 月）は統一地方選挙の年、新年からその意気込みが感じられた。

本会からは、宮川会長、茅野名誉会長、的場副会長、丁子副会長、大森経理部長、河越広報部長が出席した。



行列のできる無料相談

業務指導部副部長 向井 隆郎

平成 22 年 10 月 13 日（水）午前 10 時から午後 4 時まで、香林坊大和 8 階の特設会場において、第 9 回「行列のできる無料相談会」が開催されました。

この相談会は、士業が、毎年合同で行っているもので、石川県士業団体協議会が主催しております。各士業団体より行政書士 2 名、社会保険労務士 2 名、弁理士 1 名、税理士 1 名、不動産鑑定士 3 名、土地家屋調査士 7 名、弁護士 6 名、公認会計士 2 名、司法書士 4 名、中小企業診断士 2 名の合計 30 名が相談員として参加しました。中でも中小企業診断士は今年初めての参加となり、9 士業から 10 士業となりました。また、今年は石川県土地家屋調査士会が幹事体であり、設営や受付を行いました。

石川県行政書士会からは、私と（向井隆郎理事及び）演田隆弘理事が相談員として参加をいたしております。

相談件数は、弁護士会 16 件、司法書士会 11 件、社会保険労務士会 2 件、土地家屋調査士会 3 件、税理士会 2 件、行政書士会 2 件、公認会計士協会 0 件、不動産鑑定士会 2 件、弁理士会 1 件、中小企業診断士 4 件で、合計 43 ありました。中でも相続に関する相談が最多で 8 件となっております。次いで、遺言 4 件・境界問題 4 件となります。

昨年に比べると、相談の合計件数が、61 件から 43 件と減っており、中でも弁護士会への相談が、26 件から 16 件と大幅に減少しています。相談内容でも、相続に関する相談が、29 件から 8 件に減少しており、非常に興味深い結果となりました。もしかすると、士業団体が単独で行っている相談会に相談者が分散している表れかも知れませんが、なお、当日の行政書士会への相談は、すべて遺言に関するものでした。

アンケート結果においては、「困りごとがあっても、どこへ相談したらよいか分からなくて困ったことがある」と回答された相談者が 73.7%を占めており、士業が合同で行う無料相談会の必要性を改めて感じました。

また、「日常生活で、何か困りごとがあったとき、誰に相談しますか、あるいは相談したことがありますか？」の回答に対し、行政書士は 50 件中 3 件の 6.0%でした。最多は、弁護士で 11 件の 22.0%です。

過去に、行政書士会で、「人生、たいていの事は行政書士でなんとかなる」という標語がありましたが、行政書士の業務範囲が広いと、幅広く国民生活をサポートできるはずと。上記のようなアンケート内容において、弁護士以外の士業はほぼ横並びとなっています。

今後、行政書士が困りごとの相談窓口として益々認知され、来年のアンケートでは、頭一つ抜け出すことを願いつ「行列のできる無料相談会」のご報告とさせていただきます。

平成 22 年度

行政書士制度広報月間

■行政書士制度広報月間の実施

実施期間 平成 22 年 10 月 1 日～ 10 月 31 日

■行政書士無料相談会の開催

①電話による無料相談会を開催

10 月 1 日 (金)～ 10 月 3 日 (日) 10:00～ 16:00

石川県行政書士会事務局において電話 3 台で実施・相談者 25 名

②各支部 7 会場において無料相談会を実施 (面談式)

金沢支部 10 月 2 日 (土) ジャスコもりの里店 (9:00～ 16:00)

10 月 3 日 (日) 平和堂アルプラザ金沢 (10:00～ 16:00)

小松支部 10 月 2 日 (土) 平和堂アルプラザ小松 (9:30～ 16:30)

10 月 3 日 (日) 根上総合文化会館タント (10:00～ 17:00)

七尾支部 10 月 2 日 (土) 平和堂アルプラザ鹿島 (10:00～ 16:00)

輪島支部 10 月 3 日 (日) ショッピングセンターファミィ (10:00～ 16:00)

加賀支部 10 月 3 日 (日) 加賀市民会館 (10:00～ 16:00)

■新聞広告の掲載

北國新聞に広告掲載 (1 面広告) 10 月 1 日付朝刊

行政書士の業務、無料相談会について広告

広告協力会員 110 名の氏名、電話番号を掲載

北陸中日新聞に広告掲載 (1 面の 6 分の 1) 10 月 1 日付朝刊

行政書士の業務、無料相談会について広告

■テレビ CM (9 月 27 日～ 10 月 3 日)

MRO (20 本)、テレビ金沢 (17 本)

計 37 本の 15 秒スポット CM

■広報活動

①各市町広報誌に掲載を依頼

②片町マルチビジョン広告 (60 回/日) 9 月 3 日～ 10 月 3 日

③市町広報誌広告掲載 (白山市 9 月、小松市 8～ 9 月)

④パブリシティ (無料記事の掲載、報道) の活用

新聞社、テレビ局各社を訪問し、取材依頼 (9 月 22 日)

⑤テレビ番組に出演 (会長出演)

MRO 9 月 30 日「得盛」(14:50 頃)

テレビ金沢 9 月 28 日「マル得配便 DX」(10:30～ 10:45)

会長が出演し、遺言相続、成年後見、尊厳死及び無料相談会について PR



▲電話による無料相談会



▲平和堂アルプラザ金沢

▼ジャスコもりの里



▼平和堂アルプラザ小松



▼根上総合文化会館タント



▼平和堂アルプラザ鹿島



▼ショッピングセンターファミイ (輪島)



▼テレビ番組「マル特配便 DX」に会長出演



パブリシティ
新聞報道
されました!

◆行政書士無料相談
石川県行政書士会の電
話による無料相談は1
日始まり、相談や遺言
の作成などに関する問
い合わせは会員が応じ
た相談は3日まで、
他は午前10時から午後
4時まで、同会事務
局11076(288)9
11011

▲北國新聞 提供
平成22年10月1日付 夕刊



無料相談会をPRする
宮川会長(中央)ら役員
—北國新聞社

▲北國新聞 提供
平成22年9月23日付 朝刊

10月の「行政書士制
度広報月間」を前に、
県行政書士会の宮川外
茂次会長らが22日、北
國新聞社を訪れ、期間
中に開く無料相談会を
PRした。
宮川会長は「遺言や
相続など、ご高齢の方
が悩むこと多い内容
を気軽に相談してほし
い」と話した。丁字泰
征副会長、河越雄雄広
報部長も同行した。
電話無料相談が10月
1日から3日、各日
とも午前10時から午後
4時まで実施される。
①県庁 ②市庁 ③小松
④アル・プラザ小松 ⑤
松本市 ⑥午前10時から午後
4時まで、アル・プラザ金
沢(金沢市) ⑦午前10時から午後
4時まで、加賀市民会館

10月1日(日)「行政書士制
度広報月間」を前に、
県行政書士会の宮川外
茂次会長らが22日、北
國新聞社を訪れ、期間
中に開く無料相談会を
PRした。
宮川会長は「遺言や
相続など、ご高齢の方
が悩むこと多い内容
を気軽に相談してほし
い」と話した。丁字泰
征副会長、河越雄雄広
報部長も同行した。
電話無料相談が10月
1日から3日、各日
とも午前10時から午後
4時まで実施される。
①県庁 ②市庁 ③小松
④アル・プラザ小松 ⑤
松本市 ⑥午前10時から午後
4時まで、アル・プラザ金
沢(金沢市) ⑦午前10時から午後
4時まで、加賀市民会館

来月の行政書士
無料相談をPR
宮川会長ら来社



▲北陸中日新聞 提供
平成22年9月23日付 朝刊

県行政書士会は「行政書士制
度広報月間」を前に、10月
1日から3日、各日とも午前
10時から午後4時まで、
県庁、市庁、小松、アル・
プラザ小松、松本市、金
沢(アル・プラザ金沢)、加
賀市民会館で無料相談会を
開く。宮川外茂次会長ら
役員が記者会見を開き、
相談会のPRを行った。宮
川会長は「遺言や相続など、
ご高齢の方が悩むこと
多い内容を気軽に相談し
てほしい」と話した。丁
字泰征副会長、河越雄雄
広報部長も同行した。

平成 22 年度無料相談会結果報告書

■無料相談会内容別相談件数

	電話相談	各支部の面談による無料相談					合 計
		金 沢	小 松	七 尾	輪 島	加 賀	
権利義務・事実証明関係							
遺言・相続 (登記、税務対策を含む)	47	53	12	4	2	3	121
各種契約 (贈与、売買、請負、賃貸借等)	10	13	3	2			28
定款、内容証明、会計帳簿	2	1	1				4
不動産関係	9	6					15
戸籍関係 (結婚、離婚、養子縁組等)	3	5	1				9
成年後見	4	11					15
知的財産 (著作権)							0
その他	8	16	5				29
小 計	83	105	22	6	2	3	221
許認可関係							0
許認可申請手続 (建設、風俗営業等)	2						2
法人設立	2	2	1	1			6
土地開発							0
農地転用		3					3
自動車関係 (車庫証明を含む)	4						4
入管関係 (外国人労働者等)							0
その他	2						2
小 計	10	5	1	1	0	0	17
合 計	93	110	23	7	2	3	238
昨年合計	131	128					259

■無料相談件数の推移 (5年間)

	18年	19年	20年	21年	22年
電話相談	113	124	116	131	93
支部無料相談会 (対面)	157	156	166	128	145
合 計	270	280	282	259	238

■市町広報誌掲載結果

	掲載された市町	合 計
金沢支部	白山市	1
小松支部	能美市	1
七尾支部	羽咋市、中能登町、志賀町	3
輪島支部	能登町	1
加賀支部		0
合 計		6

平成 22 年度 行政書士試験実施報告

試験場責任者 茅野 勇平

平成 22 年度行政書士試験は、11 月 14 日に実施されました。お陰様をもちまして滞りなく無事終了いたしましたことをご報告申し上げます。ひとえに石川県行政書士会会員の皆様のご協力の賜物であり、心より感謝申し上げます。

平成 22 年度の受験申込者は 678 名でありました。昨年度は 663 名、一昨年は 631 名と毎年受験者数は若干では



ありますが増加いたしております。実際の受験者数は 556 名で、受験率は 82% となりました。試験会場は、JR 金沢駅近くの金沢医療技術専門学校であります。当日は、雨が心配されましたが天候にも恵まれた一日となりました。昨年猛威を振るった新型インフルエンザのような特別な対策はなかったのですが、私たち試験実施メンバーは常に受験生の皆様には良好な環境で受験していただきたいという緊張感の中、試験運営を行っています。今回も 2 名の特別受験室での受験生がおられました。その内の 1 名に対しては良好な環境を提供するため、急きょ試験直前になり特別受験室を用意するなど予定外の事態も発生しました。しかし、何事もなく試験を終えられた姿をみて、私たち試験実施メンバーはホッと胸をなでおろしたところです。



最後になりましたが、宮川外茂次会長をはじめ試験実施メンバー 4 名の方々、側面から支援していただきました石川県行政書士会の皆様から感謝を申し上げて、平成 22 年度行政書士試験実施のご報告させていただきます。

以上

平成 22 年度 女性行政書士交流会石川会 定時総会開催

女性行政書士交流会石川会会長 大森千歌子

平成 22 年度女性行政書士交流会石川会定時総会を和倉温泉渡月庵会議室において開催しました。

お忙しい中、出席して下さった皆さんに感謝するとともに、元気で活躍されていることを喜び合い、早速議事に入りました。

議案の審議

- 第 1 号議案 平成 21 年度事業報告について
- 第 2 号議案 平成 21 年度決算報告について
- 第 3 号議案 平成 22 年度事業計画(案)について
- 第 4 号議案 平成 22 年度予算(案)について
- 第 5 号議案 役員改選について

役員改選については、下記のとおり役員の選任がなされました。

会長 大森 千歌子 副会長 下出 美鈴
書記 高桑 真知子 会計 大星 三千代 監事 高原 美己子

第 6 号議案 その他

女性行政書士交流会石川会の会員の増について話し合いました。結果、今年度の事業計画にある親睦会を開催して声かけをし、会員増に努力すること。以上いずれも承認可決され総会を閉会しました。

女性会員の皆さん、年会費は ¥2,000 です。どうぞ女性行政書士交流会石川会にご加入下さるようお願いいたします。総会終了後は、昼食をとりながら日頃の業務についての話し合いや会員の近況について話も弾み楽しいひと時を過ごしました。

平成22年度 第2回理事・支部長合同会議開催

総務部副部長 濱田隆弘

平成22年12月4日(土)午後1時30分より金沢都ホテルにおいて、平成22年度第2回理事・支部長合同会議(構成員25名中開催時午後1時30分24名出席)が開催されました。概要は以下のとおりです。

【議事録署名人】

永倉幸司理事 寺分 努理事

【報告事項】

- | | |
|--------------------------|----------------|
| (1) 日行連理事会報告 | 宮川会長 |
| (2) 中部地方協議会理事会報告 | 的場副会長 |
| (3) 日行連と中部地方協議会各单位会連絡会報告 | 的場副会長 |
| (4) 各部・各委員会事業報告 | 的場副会長・勝尾業務指導部長 |
| (5) 各支部事業報告 | 各支部長 |
| (6) 士業団体協議会親睦会・無料相談会報告 | 的場副会長 |
| (7) 法令遵守に関する請願について | 的場副会長 |
| (8) その他 | |

平成22年度行政書士試験報告 茅野勇平試験責任者

星野会員裁判勝訴報告 茅野勇平名誉会長

武内事務局員との労働紛争協定書締結報告 的場副会長

以上各担当者から、報告されました。

【審議事項】

- (1) 各部・各委員会活動報告及び事業計画について
総務部・経理部・法規企画部・広報部・業務指導部・監察部
行政書士試験対策委員会・ICT特別委員会・申請取次行政書士管理委員会
ADR特別委員会・苦情相談対策特別委員会
- (2) 各支部事業計画について
- (3) 谷本知事新年御礼会・日行連賀詞交歓会について
- (4) その他

以上各部長・担当者から説明が行われ、質疑の後、原案どおり可決承認されました。

【協議事項】

- (1) 傷害保険等加入について
- (2) 会則改正について

以上各部長から説明が行われ、質疑の後、原案どおり可決承認されました。



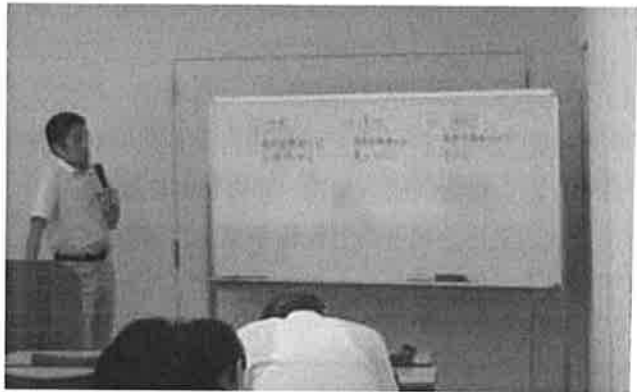
成年後見 サポートセンター NEWS



第2期成年後見人等養成研修 — 14名が新たに修了しました

昨年(平成22年)9月より実施されていた、石川県行政書士会成年後見サポートセンターの「第2期成年後見人等養成研修」は、同年11月9日に全日程を終了し、新たに14名が修了しました。

同サポートセンターは、これで、第1期養成研修修了者と合わせて総勢31名の登録会員を擁することとなりました。今後は、第三者後見人への高まるニーズに応え、専門職後見人としての社会的役割を果たしてゆくことが期待されています。また、広く社会に対して、成年後見制度に関する相談に応じ、制度の普及啓蒙活動にも積極的に取り組んでゆく予定です。



*** 御礼 ***

石川県行政書士会成年後見サポートセンターの「第2期成年後見人等養成研修」を実施するに際しては、第1期と同様に、多くの団体、関係機関から多彩な研修講師の派遣を賜りました。誌上を借りて、深く御礼申し上げます。

- 金沢弁護士会、同高齢者・障害者支援センター (成年後見制度概論)
- 社団法人認知症の人と家族の会石川県支部 (認知症に関する基礎)
- お年寄り地域福祉支援センターかみあや (高齢者福祉の基礎)
- 社会福祉法人金沢手をつなぐ親の会 (知的障害者福祉の基礎)
- 社会福祉法人なごみの郷 (精神障害者福祉の基礎)
- 金沢市福祉健康局障害福祉課 (障害者福祉の基礎)
- 金沢家庭裁判所 (成年後見人等の家庭裁判所との関わり)
- 社団法人成年後見センター・リーガルサポート石川県支部 (任意後見の基礎と実務)
- 社団法人石川県社会福祉士会 (身上監護、権利擁護の基礎)
- 社会福祉法人金沢社会福祉協議会 (日常生活自立支援事業の基礎)
- 石川県消費生活支援センター (消費者被害への対応)



尚、この「第2期成年後見人等養成研修」も、第1期研修と同様、日行連の法定業務研修「成年後見」を兼ねて実施され、14名の終了者には、去る11月24日に修了証授与式が行われ、本会の宮川会長より各修了者に修了証が授与されました。

■ 金沢家庭裁判所からの後見人推薦依頼が、累計10件を越えました

石川県行政書士会成年後見サポートセンターが発足した平成21年の8月以降、金沢家庭裁判所からは不定期で、成年後見人の推薦依頼があり、その都度登録会員を推薦してきましたが、平成22年12月現在、その累計は13件となりました。いずれも後見類型で、推薦候補者調整中の1件を除いて、全て当サポートセンターの推薦通りに審判が下りています。受任するケースは、被後見人に身寄りが無かったり、あっても協力が得られない、資力に乏しい等の困難ケースが多いのが実情です。今後は、第2期養成研修を修了した登録会員も推薦対象とし、能登地域の案件にも積極的に対応してゆくこととしています。

■ 金沢家庭裁判所主催の家事関係機関連絡協議会に参加

昨年(平成22年)10月22日に、金沢家庭裁判所が主催して、成年後見制度に関する関係機関連絡協議会が開催され、当サポートセンターからは、舟木副所長が参加しました。主な論点は、「成年後見制度利用支援事業」について、県内各自治体の取り組みに温度差があり、未だその制度活用が不十分であること等でした。

■ 障害者自立支援法の改正と成年後見制度

昨年(平成22年)12月3日に障害者自立支援法の改正案(正式名称:「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」)が、参院本会議で民主・自民各党などの賛成多数で可決しました。この改正法の中には、成年後見制度に関する条項があります。具体的には、「成年後見制度利用支援事業を、市町村の地域生活支援事業の必須事業に格上げする」というもので、平成24年4月1日までの間において政令で定める日から施行されることとなっています。

*** コラム *** 【成年後見制度利用支援事業とは】

「成年後見制度利用支援事業」とは、厚労省が2004年度から介護保険の「介護予防・生活支援事業」の中に位置付けて国庫補助事業として開始したもので、資力に乏しい方が成年後見制度を利用する際に、申立等の経費と後見人等の報酬を市町村が補助するというものです。

平成20年10月には、従来「市町村長申立」の場合にしか利用できなかった制限が無くなり、本人申立や親族申立の場合にも補助対象が拡大されましたが、市町村の財政措置が必要なことから、その実施状況は、各自治体によってばらつきがあるのが実情です。また、この事業は市町村の任意事業でしたが、平成22年12月3日に成立した改正障害者自立支援法においては、市町村の必須事業化されました。当サポートセンターも加盟する「石川県成年後見制度連絡協議会」では、この成年後見制度利用支援事業の普及拡大に力を入れています。

支部だより

■七尾支部 報告

七尾支部長 端井 義之



七尾支部では、10月の行政書士制度広報月間と12月の七尾・輪島支部合同研修会についてご報告します。広報月間無料相談会は、10月2日午前10時から午後4時まで、アル・プラザ鹿島中央イベント広場において開いたところ、7件の相談を受けました。

12月の七尾・輪島支部合同研修会は、下記のとおり開催されました。

七尾・輪島支部合同研修会

日 時：平成22年12月2日(木)
午後4時より午後5時まで

会 場：和倉温泉ホテルのと楽

出席会員数：七尾支部16名 輪島支部9名 合計25名

研修内容：農地法第3条、4条、5条申請書の作成について

講師 七尾市農業委員会専門員 谷内 仁氏
主任 木下 忍氏



今回の研修は、農地法の一部改正内容についての説明がなされた後、農地法3条、4条、5条申請書の作成について、先に講師から推薦のあったテキスト(全国農業会議所発行の新・よくわかる農地の法律手続き)により具体的な説明がなされた。質疑応答の時間では、活発な質問があり、今後の実務の参考になる大変有意義な研修会でした。

なお、講師推薦のテキストは、七尾市農業委員会の斡旋により23名の会員が購入がなされており、改正された農地法について関心があることにより、これまでになく多数の参加がありました。

研修会終了後午後6時半より懇親会が開催され、七尾支部13名輪島支部7名の参加があり、2支部の会員が杯酌み交わしながら楽しい雰囲気で大いに盛り上がり交流を深めた次第です。本当に実り多い一泊研修会であっけと思っております。

□事務所紹介

行政書士 寺分努事務所

事務所：羽咋郡宝達志水町小川ハ32番地

昨年、事務所を移転し新設いたしました。完全に住居とは別棟になりましたので、集中して仕事をする事が出来るようになりました。

弊事務所に依頼される業務としては、相続、遺言、農地法許可の3つの業務とこれに関連する業務が大半を占めます。

弊事務所のモットーは、地域人口も少なく商圈が限られているため「地域密着」を第一としております。

今後とも、よろしくお願いたします。



■輪島支部 報告

輪島支部長 大森 千歌子



輪島支部では、支部会員の皆様のご指導とご協力により、平成 22 年度事業を進めてまいりました。平成 22 年度の活動報告ならびに今後の予定について報告させていただきます。

4 月 23 日 (金) 平成 22 年度支部総会 キャッスル真名井 出席者 21 名

- 1、平成 21 年度事業報告並びに収支決算報告について
- 2、監査報告
- 3、平成 22 年度事業計画 (案) 並びに収支予算 (案) について
- 4、その他 (無料相談会の対応について 相談員の選任について)

4 月 23 日 (金) 一泊研修会 キャッスル真名井 出席者 21 名

改正農地法について / 講師 石川県農業会議参事 谷内達生 様

7 月 16 日 (金) 支部役員会 (相談員を含む) のと吉出席者 8 名

行政書士広報月間における活動について

ポスターの掲示と市・町広報誌への無料相談会の記事掲載の依頼について

無料相談会の相談員について

10 月 3 日 (日) 面談による無料相談会 輪島ショッピングセンターファミイ 相談員 4 名

相談件数 2 件 (遺言、相続について)

11 月 24 日 (水) 平成 22 年度農地法許可申請についての調査 能登町農業委員会

12 月 2 日 (木) 七尾・輪島支部合同研修会 (一泊研修) ホテルのと楽 出席者 9 名

農地法第 3 条・第 4 条・第 5 条の申請書の作成について

講師 七尾市農業委員会 専門員 谷内 仁 様 主事 北野 友紀 様

平成 23 年 3 月 平成 23 年度支部総会に向けての支部役員会

■金沢支部 報告

金沢支部長 中川 大



新年明けましておめでとうございます。昨年中は、会員のみなさまには支部活動への多大なるご理解とご協力を賜りましたことに、役員を代表し心より御礼申し上げます。

おかげさまで、今年度の支部活動も概ね順調に進めて参ることができました。主な事業は決算と来年度総会を残すのみとなりました。例年、支部活動の事業は上半期に集中しており、下半期に入会される新しい会員の方々には多少心苦しい面がございます。特に今年の年初は、2 年に一度の入札参加申請に追われる役員も多く、そして 3 月は確定申告となかなか研修会などの予定が立てられず、申し訳なく思っている次第です。

さて、今年はどうな一年になるでしょうか。やはり、どうしても関心の矛先は政治と経済に向かざるを得ません。日本の外交と景気はどうなるのか。そして何より我々の業界の動向など、様々にあきらめと期待が交錯している心境です。こんな中でも、我々は手続きを通じて、常にお客様に支えられています。新規事業立ち上げや法人設立、関連企業間の事業再編など、どんな時代においても社会は動いています。どれだけその方々のお役に立てるか、ここが生命線だと痛感し自らに言い聞かせ、今年こそはと毎年のように事務所経営に知恵と工夫を凝らしたい思いが巡るのですが、なかなか形に表せない日々が続いています。世の中、一人でなんとかできるものではないと知り、流れに身を任せようかと思うこの頃です。

最後になりますが「行政書士は必ずや企業、市民の皆様のお役に立つことができる存在であり、社会にとって必要な法律専門職である」と確信し、会員各位の益々のご繁栄とご家族、補助者の方々のご多幸を心よりご祈念申し上げます。

《支部会費をお忘れの方は、何卒お早めにご納付をお願いいたします。納付書を紛失された場合はご一報ください。》

■小松支部 報告



小松支部長 北村 國博

「協働のまちづくり」と「行政書士の社会貢献活動」

平成 22 年 10 月 3 日 (日) 午前 11 時から能美市根上総合文化会館タントにて「能美市ボランティアフェスティバル」が開催された。この催しは年に一度、社会福祉法人能美市社会福祉協議会が主催（共催：能美市）で行われ、4 回で 3 回目を迎えたところである。福祉関係に拘わらず、市内一円のあらゆるボランティアグループ（小・中・高校生も参加）が一堂に集結し、それぞれのコーナーで日頃活動している内容をパネルや実演等で発表し、見学に訪れた市民にアピールする姿は実に熱心で元気いっぱいである。

その目的は「地域の中で行われている<健康><環境><福祉>等の多様な分野のボランティア活動、或いは、市民の活動がより活発になることに依り、元気で心豊かな住みよい地域づくりに貢献すること」である。普段の地域支え合いの基本には、いつもボランティアの精神があることを覚醒させる。このフェスティバルに今回初めて、石川県行政書士会小松支部が会場内に無料相談会のコーナーを設け参画することができた。あまり事前に宣伝をしなかったが、「行政書士無料相談会」の立て看板を見て、わざわざ相談に来た市民もいたくらい、予想以上に好評を得たようである（従来にない特異な存在感があったのかも）

行政書士会全体として、専門性の高い分野における社会貢献活動を積極的に取り組もうとする姿勢はまさに、こボランティア活動の一環であり、延いては、行政書士制度・行政書士業務の認知度を高め、業務拡大に繋ぐ布石であると確信する。その意味では、今回の小松支部の初参加は能美市ボランティアフェスティバル開催の趣旨に合致我々行政書士こそ一番市民に身近な「法律手続き専門家」であることを改めて自覚するエネルギーに結実した。三者側からも「従来とは一味違う大会になった」との声も聴かれ心強い思いを得た。昨今、自治体運営は行政の力に頼るのでは限界があり、このような市民活動やボランティア活動の力を借りて弱い部分をお互いに補完し協力し合う関係を構築しながら相乗効果（パワー）を発揮させ、市民が住み良いまちづくりを目指すことが急務とされている（ここで云うボランティア活動は必ずしも無償のみを意味するものではない）

所謂、「協働のまちづくり」の重要性が問われているのである。行政書士倫理綱領の冒頭に「行政書士は国民と行政との絆として、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする」と謳われている。この文言の意より深く考察すれば、（私見であるが）行政書士（行政書士会）はもっと更に「協働のまちづくり」に積極的に参画その専門性と経験を市民の為に発揮すべきだと考えるに至る。初参加は大変良い機会であった。出来れば、小松は今年もこのフェスティバル（第 4 回）に参画したいと思っている次第である。

平成 22 年度研修会実施状況について

業務指導部長 勝尾太一

平成 22 年度の業務指導部事業計画として、会報いしかわ 48 号（平成 22 年 8 月）において本年度の研修計画をご案内いたしました。本年度は、当会独自企画の法定業務研修の他、第 2 期成年後見人等養成明彦（全 10 回）、日行連中央研修所が実施するインターネット研修（全 3 回）等を加え年間 24 回の研修を計画いたしました。平成 22 年 12 月 14 日現在の実施状況は次の通りです。

【法定業務にかかる研修】

平成 22 年

- 5 月 25 日 入管関連業務の基礎（基礎的研修）・・・計画発表前に実施済み
- 6 月 9 日 経審評点アップのポイント・・・計画発表前に実施済み
- 8 月 4 日 建設業許可・産業廃棄物収集運搬業許可申請の基礎（基礎的研修）
- 9 月 16 日 遺言相続の基礎（基礎的研修）
- 11 月 18 日 会社組織再編 M&A の基礎、事業承継の基礎（基礎的研修）
- 12 月 14 日 中小企業支援：知的資産経営報告書作成の意義（特別講座）

【成年後見人等養成研修等】

- 8 月 9 日 成年後見制度の概要（基礎的研修）
- 9 月 7 日～11 月 2 日 成年後見人等養成研修（全 10 回：30 時間研修）

【インターネット研修】

- 10 月 15 日・運輸交通マネジメント制度について
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律について
 - ・交通事故（自賠償保険）について
- 11 月 4 日・消費者法の概要（消費者庁の発足による消費者行政の変化）
 - ・会社の解散・清算制度について
 - ・建築請負契約のリスクと帰責について
- 12 月 3 日・日本型移民政策論の展開
 - ・外国人の出入国・在留に係る行政書士のコンプライアンスについて
 - ・在外公館における領事業務全般及び査証業務について



11 月 4 日の研修



12 月 14 日の研修

概ね計画に従って研修を実施いたしましたが、10～12 月の間、毎月、日行連中央研修所が実施するインターネット研修が実施されたこともあり、1 ヶ月の間に研修が複数回実施され、特に 11 月は成年後見人等養成研修、新入会員研修を含め 5 件もの研修が相次いで実施したことから大変タイトなスケジュールとなりました。会員の皆さまが個々に必要とする研修を選択していただき無理なく受講していただくため来年度以降、研修計画策定にあたり、研修スケジュールの見直し等必要な措置をとらせていただきたいと思います。

平成 23 年 1 月～3 月までの研修計画

基礎的研修として、①農地転用にかかる研修及び②風俗営業許可申請にかかる研修を計画しております。また、経営事項審査の審査基準等の改正にかかる研修についても、本事業年度中の実施を旨とし調整中です。実施の有無及び内容、実施日時等について確定し次第、研修案内を発信させていただきます。

業務指導部では、会員の皆さまの資質向上に直結する研修を実施するため、広く研修に関するご意見・ご要望を受け付けております。ご意見等につきましては、本会事務局までお寄せ下さいませようお願いいたします。

以上

全国広報担当者会議報告

広報部長 河越 俊雄

平成 22 年 12 月 15 日(休)・16 日(休)行政書士会館地下講堂において、全国広報・監察担当者会議が開催された。当会からは河越広報部長、端井監察部長が出席した。

広報担当者会議では北山会長の挨拶の後、新潟、徳島、北海道、長野の各単位会から、テレビ CM をはじめとした情報提供が行われた。新潟会と徳島会ではテレビ CM を日行連のテレビ CM を一部広報月間用に直して放映したことについて、北海道会では障がい者支援フェアと 24 時間テレビの募金活動での取組みについて、長野会では 60 周年記念事業『頼りになる街の法律家』の演劇についてそれぞれ紹介された。

次に事前に行われたアンケートをもとに 5 つの分科会に別れ、情報交換が行われた。当会のグループは『10 月の広報月間と 60 周年記念事業について』意見交換した。ここでは、各単位会の広報活動について、テレビ CM の効果について、『ユキマサくん』パンフレットについて、60 周年記念事業について話し合われた。60 周年記念事業では演劇をはじめとした独自の活動をしている単位会がある一方、当会を含め、まだ決定していない単位会も多かった他の分科会では、会報について、PR 活動について、最小予算・最大効果の工夫について、HP について、それぞれのテーマで、情報交換が行われた。最後に各分科会からの総括と質疑応答が行われ終了した。

この会議を通じ得られた情報と意見をもとに、今後の広報活動に生かしたいと思います。

中部地方協議会成年後見担当者会議報告

業務指導部長 勝尾 太一

平成 22 年 10 月 23 日名鉄トヤマホテル(富山市)に中部 6 県の成年後見担当者が一同に会し、①各単位会の活動状況、②後の活動方針(特に、平成 22 年 8 月 4 日に設立された一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター(以下、「コスモス」という。)の活動と各単位会との関係)について活発な議論、意見交換がなされました。

各単位会とも成年後見制度への関心は高く、制度の利用促進を図るための仕組み作り、人材育成、関係機関との連絡状況等について報告がなされました。もっともその内容等には違いがあり、活動を支える組織については行政書士が主体となって設立した NPO 法人がこれを担う事例(全国の単位会でもこの形態を採用する事が多い。)の外、当該活動を「行政書士倫理綱領実践ため行政書士が行う社会貢献活動」の一環と位置づけ単位会が活動の中心を担う事例(当会の外、全国的には岩手会等も同じ態。)がみられました。また、NPO 法人等が活動の主体となる事例でも、当該団体と行政書士会が一体となっているケース(国的には神奈川会など)、個々の団体の活動を尊重するケースなどがみられました。さらに、活動実績については、富山会会が中心となり設立した「NPO 法人とやま成年後見人協会」のように、成年後見制度開始と同時に活動をスタートし 10 年の実を有する「老舗団体」から、調査研究及び会員に対する研修、市民講座等を開始したばかりの単位会まで多岐に亘りました。

当会が平成 21 年 3 月、石川県行政書士会成年後見サポートセンター(以下、「当会后見 SC」という。)を発足させたことご承知の通りです。当会后見 SC は発足後、金沢家庭裁判所、金沢弁護士会、リーガルサポート石川県支部(司法書士)、ばまなあ石川(社会福祉士)、その他関係機関など成年後見制度の利用促進に中心的な役割を担っている団体との連絡体制を構築約 1 年のうちに金沢家裁から継続的に後見人候補者の推薦依頼を受ける専門家団体として認められるに至っております。

このように活動の仕組み、活動実績等にはばらつきがある中であって、いずれの単位会もコスモスとの関係を最重要課題としておりました。※コスモスの概要等については、日本行政(平成 22 年 10 月号)で案内されておりますので、既に皆様ご承知のことと思います。

総論として、これまで個々の単位会又は会員の活動の延長線上にあるに過ぎなかった成年後見制度の利用促進等にかかる仕組みについて、行政書士を正会員とするコスモスという全国組織の下で実施することに反対する単位会はありませんでした。体的な対応についても、可及的速やかにコスモスと単位会が協定を締結しコスモス支部を設置、単位会はコスモス支部の活支援する体制を構築するとの意見が多数を占めました。

当会(後見 SC)は、本格稼働してから 2 年に満たないとはいえ、金沢家裁からの後見人候補者推薦依頼に応え、既に 10 上の当会后見 SC 登録会員(後見人等養成研修を修了し、所定の要件を満たした会員)を後見人候補者として推薦しております。当会(後見 SC)が推薦した候補者は全て後見人に選任され、現に後見事務を行っております。当会としては、これら後見人する助言・指導・管理体制を確立すること、市民・県民の皆様に対する無料相談会の開催など啓蒙活動の強化が当面の課題としており、コスモスを通じた活動へ直ちに移行することが困難な状況にあります。従って、当分の間、当会はコスモスと協定結せず支部を設置しないまま、当会后見 SC の活動を優先するとの立場をとっております。もっとも、将来に亘りコスモス参加を否定するものではなく、当会、他単位会、コスモスの状況を総合的に勘案し、適時に当会后見 SC の活動をコスモス行する方針の下、今後の推移を見守って参ります。

全国監察担当者会議報告

監察部長 端井 義之

監察担当者会議では、日行連伊藤法規監察部長より監察必携改訂及び監察的広報についての趣旨説明がなされた後、その説明を受けて意見交換・質疑応答が行われた。

次に日行連顧問の糠谷秀剛弁護士の講演があり、今後監察活動を進めるにあたり大変参考になる内容であったと思います。糠谷先生は、日行連執行部にこういう事をやってほしいという要望だけを出すのではなく、日行連と各单位会が連携して、職域確保を目指し、効果的な意見を出していただき、共に取り組んでいく姿勢が大切であると話された。また、行政の窓口では、申請行為が業者等の馴れ合いや習慣として行われていることは、法違反で残念なことであるが、法 19 条 1 項違反を盾に取り、告発しても裁判所は、業界の職域確保だけの問題には冷たい。国民が迷惑している告発事件であれば力を貸すとのこと。このような状態を放置しておいて、今日のような経済状態が悪く、しのぎを削るときに法 1 条の 2 に規定する独占業務に違反するからと言って、余りにやりすぎると国民や産業界に支持されず、行政書士制度の意義がなくなる虞があるとのこと。侵害された行政書士業務を取り返すには、行政書士が関与すれば、行政の窓口にとってもメリットがあり、申請人である依頼者国民にも便益となる方策で取り組むことが大切であるとのことをお話を頂き大変有意義な会議であったと思っています。



日行連と中地協各单位会との連絡会

副会長 的場 晴次



平成 22 年 1 月 5 日に金沢白鳥路ホテルにおいて平成 22 年度日行連と中地協各单位会との連絡会が開催された。

日行連からは北山日行連会長、遠田日行連副会長、宮川日行連事務局係長が、日政連からは畑日政連会長、小笠原日政連幹事長の出席があった。

最初に奥田中地協会長の挨拶があり、連絡会の座長に宮川当会会長が指名され、北山日行連会長から行政書士法改正重点要望項目、自動車保有関係手続のワンストップサービス（O S S）、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター、各单位会の A D R 認証申請の進捗状

況等の説明があり、その後各单位会から日行連に対する質疑応答及び各单位会の活動報告がなされた。

連絡会終了後、懇親会が開催され当会から歓迎の意を込めて鳥越民舞会の一方向一揆を詠った鳥越城哀歌等の民舞が披露され、懇親を深めた。当会からの出席者は宮川会長、的場副会長、榊副会長、丁子副会長、河越広報部長、勝尾業務指導部長、澤野事務局員が出席した。懇親会には茅野名誉会長も出席し、歓迎の挨拶を述べた。

外国人技能実習制度と 法的保護情報講習について

金沢支部 山田 礼二

1. 外国人技能実習制度とは？

外国人技能実習制度とは、我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会と共に発展していくことを目的として開発途上国の青壮年を在留資格「技能実習」により「技能実習生」として日本の公私の機関に一定期間受け入れ、技能技術、知識を修得させることにより、開発途上国等への技能等の移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う人材を育成する「人づくり」に協力することを目的とした制度です。技能実習生が帰国した後に、日本で修得した技能等を発揮して、その国の経済発展の担い手となることが期待されており、国際貢献の一翼を担っています。

この制度には「団体監理型」と「企業単独型」の二つのタイプがあり、以下の表のように区分することができます。

	入国1年目	入国2・3年目
企業単独型	在留資格「技能実習1号イ」	在留資格「技能実習2号イ」
団体監理型	在留資格「技能実習1号ロ」	在留資格「技能実習2号ロ」

※企業単独型：日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先の職員を受け入れて技能実習を実施する類型

※団体監理型：商工会や中小企業団体等営利を目的としない団体（監理団体）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業（実習実施機関）で技能実習を実施する類型

2. 外国人技能実習生の入国後の「講習」

入管法の改正に伴い、上記の企業単独型においては実習実施機関が、団体監理型においては監理団体が2010年7月1日以降に入国することになる技能実習生に対して、以下の科目を内容とした「講習」を座学（見学を含む）により実施することが義務付けられました。（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令。以上陸基準省令「1号イ」第7号イ、「1号ロ」第8号イ）

イ 講習の科目が次に掲げるものであること。

- (1) 日本語
- (2) 日本での生活一般に関する知識
- (3) 出入国管理及び難民認定法、労働基準法（昭和22年法律第49号）、外国人の技能実習に係る不正行為が行われていることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報（専門的な知識を有する者が講義するものに限る。）
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、本邦での円滑な技能等の習得に資する知識

上記の講習の内、(3)の講習のことを一般的に「法的保護情報講習」と呼んでいます。

3. 「法的保護情報講習」を行うことができる講師について

「法的保護情報講習」を行うことができる講師について、「専門的な知識を有する者」とは以下の者が該当するとされています。

- ① 国又は地方公務員の職員
- ② 弁護士
- ③ 社会保険労務士
- ④ 行政書士
- ⑤ その他の者（職務経歴、受講した講習等に基づいて個々に判断）

また、監理団体型においては、監理団体又は実習実施機関に所属していない外部の者が実施することとされています。（上陸基準省令「1号ロ」第8号イ）

情報コーナー

4. 「法的保護情報外部講師養成セミナー」とは？

「法的保護情報外部講師養成セミナー」とは、「法的保護情報講習」を担当する「外部専門講師」を養成するために、厚生労働省の委託を受けて「財団法人 国際研修協力機構（JITCO）」が入管法令又は労働関係法令の専門家を対象に開催するセミナーのことを言います。受講資格は以下のとおり。

- ①弁護士、社会保険労務士、入管関係担当（取次）行政書士
 - ②関係行政機関（法務省入管関係・厚生労働省労働関係）のOB
 - ③JITCO 職員とそのOB
 - ④企業の法務・総務・労務担当、労働組合の役員、安全衛生コンサルタントで労働基準法等の労働関係法令に精通している者
- ※②～④の者は5年以上の経験年数が必要

5. JITCO の監理団体に対する講習支援事業

① JITCO 専門講師派遣（JITCO 自主事業）

- ・JITCO より入管法令・労働関係法令それぞれに精通する講師を派遣。
- ・講師料、教材費は監理団体負担により JITCO に支払う。
- ・講師の交通費は JITCO が負担。

② 法的保護講習講師料支援事業（厚生労働省受託の講師派遣事業）

- ・常勤職員数20名未満の中小監理団体が2011年2月末までに講習を実施する場合、原則各団体1回に限り講師料無料で、「法的保護情報講習の講師養成セミナー（JITCO 主催）」を修了した講師を派遣する事業。
- ・講師派遣に伴う交通費、教材費等は監理団体が負担する。

③ JITCO 登録講師紹介

- ・監理団体の要望により「法的保護情報講習の講師養成セミナー（JITCO 主催）」を修了し、連絡先等の個人情報を監理団体等に公開することを承諾した講師の名簿を送付する。

外国人技能実習制度における 「法的保護情報講習」の実施報告

七尾支部 寺分 努

もう既に、この講習を実施された先生方も多数いらっしゃると思いますが、2010年から始まった新制度という事ですので、恥ずかしながら、私の「法的保護情報講習」実施体験談を報告させていただきます。

地元の某監理団体より直接依頼があり、10月上旬に能登地区で中国人の技能実習生（15名）に「法的保護情報講習」を実施致しました。

酷暑の8月、大阪での講師養成セミナーに参加をし、監理団体の担当者と綿密な打ち合わせを行い、万全の状態で臨んだ筈でした。しかし講習当日、実際に講習を進めていくうちに、いくつかの問題にぶつかりました・・・。

まず、「このペースだと、かなり時間が余ってしまう…」という事に、講習の途中で気付いたのです。この講習を行う際には、講習用のテキスト（外国語訳付）があり、このテキストを中心に進めていくのですが、通訳の時間を含めても、かなり時間的に余裕があります。そこで、私は途中から出来るだけ、ゆっくりと読み、大事と思われる箇所は繰り返したり、技能実習生に読んでもらったりという事をしながら何とか時間をつないだ次第です。

さらに、通訳の方が『本当に』通訳しているのか、という疑問も途中から湧いてきました。なにしろ8時間の長丁場なので、通訳の方も時間が経つにつれ、疲労困憊したためか、明らかにテキストの文章より短く切り上げていると思われる箇所が、しばしば見受けられました。そういう場合には、容赦なく「もう一度繰り返します」を連発させていただきました・・・。

以上の失敗談（？）が参考になったかどうかは分かりませんが、注意点としては、「テキストはゆっくり丁寧に読む」とこと「通訳に注意する」ということ。それから、「休憩を適宜とる」ということが必要ではないかと思えます。とにかく、8時間は『長い』と感じました。

行政書士と動物法務について



昨年秋ごろ行政書士の有志を募り、講師に東京都行政書士会所属の伊藤浩先生をお招きして動物(ペット)法務のセミナーが開催されました。本日はその中で行政書士としての動物法務について少し皆様にご紹介させて頂きたいと思えます

動物法務とは文字通り動物に関する法律事務です。日本に於いて動物は民法の85条でいう“物”としての法的位置付けであります。ドイツに於いては1990年8月20日の法律によって新設された法律90a条で「動物は物ではない。動物は特別の法律によって保護される…」と規定され最近では「動物の法人化」について議論が始まっている状況です。

昨今のわが国ではペットブームの過熱により、2009年末全国で飼育される犬猫の数は合計2,234万匹となり15歳未満の子供の数の1,725万人より犬猫の数が多い現状となっています。ペットブームの背景には①愛玩動物から伴侶動物(コンパニオンアニマル)へ飼い主の意識変化②少子高齢化、単身世帯の増加、ペットマンションの増加等の社会的要因等があげられます。私達行政書士が動物法務マーケットの魅力は何かを考えた場合には①ペットブーム②飼い主の高齢化③ペットマンションの増加④ペットの財産化⑤ペット関連ビジネスの需要拡大等が挙げられます。では、実際にどのような動物法務が有るか次に列記します。

【行政書士の動物法務】

1) 許認可

動物取扱業登録、特定動物(危険動物)飼育許可、畜舎の登録、鳥獣保護法に関する許可・届出等

2) 基本法務

各種契約書作成(ショップ売買契約書、事前説明書、トリマー約款、トリマー申込書、贈与契約書等)

3) 総務的業務

記録帳簿、マニュアル、事前事項説明書、対顧客文書の作成、飼育マニュアル、ペット保険関連書類等

4) 顧問・コンサルティング

1~3を統合した形での顧問・コンサルティング

5) 動物関連業務

調教師の在留資格認定申請等

6) ペット後見、ペット介護補助

以上は動物法務の一部ですが、業務の範囲は多岐にわたっており、私達行政書士としてはこれから実際に携わることが出てくるのではないかと期待されます。そこで動物愛護管理法改正ポイントと動物取扱業登録について明させていただきます。

【動物愛護管理法】

動物法令の中で中心的法令。2006年6月1日改正

(改正ポイント)

①学校、地域、家庭等における普及活動の明示

②基本指針の策定

基本指針を国が策定し、地方自治体は「動物愛護管理推進計画」を策定。

石川県は「いしかわ動物愛護管理推進計画」県のホームページ健康福祉部薬事衛生課に掲載

③所有者・占有者の責務規定の改正

④動物取扱業の規制見直しで届出制から登録制へ移行

⑤特定動物(危険動物)の一律規制

⑥犬及び猫の引取の委託先に係る規定の見直しで愛護団体を追加

⑦実験動物規定の見直し

3Rの原則に配慮 苦痛の軽減(Refinement) 使用数の削減(Reduction) 代替法の活用(Replacement)

⑧罰則の強化

(主な罰則)

愛護動物をみだりに殺し又は傷つけた者 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

登録を受けずに動物取扱業を営んだ者 30万円以下の罰金

不正の手段によって動物取扱業の登録を受けた者 30万円以下の罰金

【動物取扱業登録】

- ・【登録期間】 5年間 更新必要
- ・【申請先】 金沢市保健所（金沢市）南加賀保健福祉センター（加賀市・小松市・能美市・川北町）
石川中央保健福祉センター（白山市・野々市町・かほく市・内灘町・津幡町）
能登中部保健福祉センター（七尾市・羽咋市・宝達志水町・志賀町・中能登町）
能登北部保健福祉センター（輪島市・珠洲市・穴水町・能登町）
- ・【申請時費用】 事業所、業種ごと1件につき 15,000 円必要

①取扱対象動物

哺乳類、鳥類、爬虫類

（但し畜産農業、試験研究用又は生物学的製剤の製造等のため飼養又は保管する場合を除く）

②登録を要する動物取扱業の業種

分類	業の内容	該当する業者の一例
販売業 (取次ぎ又は代理を含む)	動物の小売り及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業 (その取次ぎ又は代理を含む)	小売業者 卸売業者 販売目的の繁殖又は輸入を行う業者 露天等における販売のための動物の飼養業者 飼養施設を持たない インターネット等による通信販売業者
保管業	保管を目的に顧客の動物を預かる業	ペットホテル業者 美容業者(動物を預かる場合) ペットのシッター
貸出し業	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	ペットレンタル業者 映画等のタレント 撮影モデル 繁殖用等の動物派遣業者
訓練業	顧客の動物を預かり、訓練を行う業	動物の訓練 調教業者 出張訓練業者
展示業	動物を見せる業 (動物とのふれあいの提供を含む)	動物園 水族館 動物ふれあいテーマパーク 移動動物園 動物サーカス 乗馬施設 アニマルセラピー業者(「ふれあい」を目的とする場合)

③動物取扱責任者の設置、研修会の受講

動物取扱業者は事業所ごとに動物取扱責任者を設置し、年1回以上責任者研修会の受講させる必要有

④申請様式

- (1) 動物取扱業登録申請書
- (1)-2 動物愛護管理法第12条第1項から第5号までに該当しないことを示す書類
- (1)-3 動物取扱業の実施方法
- (2) 動物取扱業者標識
- (3) 動物取扱業者識別章



(添付書類)

- ・登記事項証明書
- ・飼養施設の平面図
- ・飼養施設の付近の見取図
- ・役員の氏名及び住所

登録手続きに関しては以上になります。動物愛護管理法が平成 18 年に改正し 4 年が経過しましたが、その間様々な問題が起こり国は制度見直し検討を行っております。次回改正は平成 24 年予定です。

最後に、「ペットトラブルと ADR の関係性」について東京会の ADR についてご紹介させていただきます。

「行政書士 ADR センター東京」平成 21 年 5 月 25 日 として ADR 機関認証を取得

取扱 4 分野

- ①外国人の職場環境、教育環境のトラブル
- ②自転車の交通事故
- ③居住用賃貸、借建物の敷金返還、原状回復のトラブル
- ④ペットのトラブル

ペット紛争範囲

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の傷害事故
- ・ペットの医療事故(手術ミス、診断ミス)
- ・血統書付きのペットの売買に関するトラブル
- ・ペットの鳴き声をめぐるトラブル
- ・野生の猫へのエサやりに関するトラブル等

研修の中で伊藤先生は、ペット紛争の特異性について以下の点を挙げています。

- ①ペットを家族の一員(あるいは一員以上)に感じている方が多く、全面的に受けとめる姿勢が必要。
- ②トラブルの場合加害者側に上手く謝罪のタイミングをはかってやること。
- ③感情が紛争原因の 50%以上であり、そうであれば「共感」という感情が調停を行う際に当たり重要
- ④法律家として強圧的な請求には毅然たる態度を取ること。

又、行政書士が動物法務を扱うのが一番適任者であると考え理由を次のように挙げています。

- ①行政法規を多く扱うこと、行政事務が多いこと(許認可が多い)。
- ②争訟額が安いこと。
- ③情報検索力が必要であること。

東京会では少しずつ ADR の実績が挙がっているという話を伺い行政書士の ADR に対して力強さを感じる事が背中を押された感じがいたします。石川会でも ADR の早期実現を期待したいところであります。

(金沢支部前川仁)

行政書士法の 改正に向けて

石川県第 217 号の 2
平成 22 年 12 月 15 日

石川県行政書士会
会長 宮川 外 茂 次 様

石川県議会議員 庄 誠 様

請願の採択について

あなたが平成 22 年 11 月 19 日に提出されました「県及び県の関係機関における行政書士法の遵守徹底に基づく適正な窓口指導の実施を求める請願」（受領番号第 131 号）は、平成 22 年 12 月 15 日の本会議で採択されましたのでお知らせします。

【事務担当】
県議会事務局議事課
電話 976-225-1031

請 願 書

紹介議員 稲 村 建 男
紐 野 義 昭
石 坂 修 一
下 沢 佳 充
山 田 憲 昭
北 村 繁 盛
宮 元 陸
宮 地 治
桜 川 剛

石川県行政書士政治連盟 幹事長 的場 晴次

現在、内閣府の行政
救済制度検討チームで
行政不服審査法の改正
に関して審議が続けら
れています。この審議
の中で代理人制度に関
しても検討がなされ、
行政書士にも行政不服
審査申立の代理人とな
れるよう審議がなされ
ています。

この流れを受けて日
行連では日政連と連携

をして、行政書士法の改正を実現するために民主党行政書士制度推進議員連盟、自民党行政書士制度推進議員連盟、公明党行政書士制度推進議員懇話会、国民新党行政書士制度推進議員連盟の総会において行政書士法改正実現のための要望がなされました。

また、各単位会においても都道府県議会に行政不服審査法の不服申立代理権実現のための意見書の請願が出され、熊本県をはじめ大分県、大阪府、山形県、滋賀県議会において意見書が採択され、内閣、衆議院、参議院に提出されています。今後他の単位会からも意見書の請願が出される予定です。

会員各位におかれましては、行政書士法改正のための日政連の活動にご理解をいただき、ご支援ご鞭撻を賜りたく宜しくお願い申し上げます。

なお、昨年 12 月県議会において全会一致で採択されました「県及び県の関係機関における行政書士法の遵守徹底に基づく適正な窓口指導の実施を求める請願」を基に、偽行政書士の排除の徹底を県当局に求める所存ですので、なお一層のご協力賜りますようお願い申し上げますと共に、この請願の採択にご尽力を賜りました顧問の県議会議員の先生方に対しましても、皆様の格別のご支援を賜りますことを併せてお願い申し上げます。

請 願 書

件名 「県及び県の関係機関における行政書士法の遵守徹底に基づく適正な窓口指導の実施について」

1. 請願の趣旨
県及び県の関係機関における行政書士法の遵守徹底に基づく適正な窓口指導の実施について、県の各部署及び県の関係機関に指導されるよう請願致します。

2. 請願の理由
行政書士法（以下単に「法」と言う。）は、「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的」（法第 1 条）として、「他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類」等を作成することを、本人又は他の法律により作成権限を有する者が作成する場合を除き、行政書士のみが行える業務とし、これに違反した者に対して、罰則をもって臨むこととしています。（法第 1 条の 2、第 19 条第 1 項及び第 21 条第 2 号）
また、行政書士はその業務を通じて他人の秘密を知り得ることを踏まえ、守秘義務を定め（法第 12 条）、その能力や資質担保のために、行政書士会への強制加入が定められており（法第 15 条及び第 16 条の 5）、行政の円滑な推進と国民の利便に資するための厳格な規定が定められています。それに加えて、不利益を与えないよう行政書士の監督権限を都道府県知事に認めています。（法第 6 条）
しかしながら、現実には、本人又は行政書士でない者による官公署提出書類等の作成と提出が後を断ちません。
この行政書士でない者は、当然のことながら、行政書士に課せられる法律上の守秘義務及び都道府県知事の監督権限が及ばないことから、個人情報やプライバシー等の被害を引き起こすおそれがあり、能力や資質担保の制度的な裏づけもないことから、行政手続の円滑な実施に支障をきたす恐れもあります。
さらに、直接的な報酬を得ることを避けつつも「会費」等の名目で結局は高額な料金を得ている場合や、高額報酬を搾取する等の事例もあると聞き及んでおりますが、これらの被害救済は、事後的な司法手続にらざるを得ない等国民の利便に反する行為でもあると判断を致しております。

これらの弊害を除去し、真の意味で、国民の利便に資するとともに、県行政の円滑な実施に寄与するためには、県及び県の関係機関において行政書士法の遵守徹底のための適正な窓口指導を実施していただくことが有益であると考えます。
つきましては、県及び県の関係機関に対し、「行政書士法の遵守徹底に基づく適正な窓口指導の実施について」ご指導賜りたく、請願に及んだ次第です。何卒、特段のご配慮をお願い申し上げます。

平成 22 年 11 月 19 日

石川県議会議員 藤 井 義 弘 殿

住 所 石川県金沢市鞍月 2丁目 2 番地
石川県議会議事堂 3 階
石川県行政書士会
名 称 会 長 宮 川 外 茂 次
代 表 者 会 長 宮 川 外 茂 次
連 絡 先 0 7 6 - 2 6 8 - 9 5 5 5

随筆

会員のコーナー

映画 武士の家計簿と日本人の劣化

金沢支部 池水 龍一

1. 「武士の家計簿」を読んで又、映画を見られた人も多いと思う。ここでは映画に関連して私の感慨を述べてみたい。「これは鯛じゃ。鯛じゃあ。」一息子成之の髪置式に貧困ゆえに考案したアドリブ鯛の絵を見ながらメシを食べる。新潮親書の武士の家計簿では客観的に冷静に描かれている。
一方、映画では親子が貧困さも感じない喜びに溢れた顔で飛びまわる。周囲の人達も同調する。~そんなはずはない。祝宴が終わって、招待客が帰ってから猪山家の舅は世間へのハジをなじる。これが普通だろう。ましてやこの次にはおタカラや家財も殆ど売り払ってしまう。こんな事は滅多にない。イヤ、私の仕事の中に、企業の再生を支援する仕事があります。この仕事でマサにこの猪山家に酷似する会社が一社ありました。倒産を免れ、私との御縁は切れていますが、今でも彼には頑張っ欲しいと心密かにエールを送っています。(この彼の決断も行動も早かった。)
2. さて肝心の私はと言えば。私の人生には明日の飯がないという経験はしてきた事が無い。しかし、心には何かしらの不安がある。恐らくこれは、物欲の世界で将来の安定からだろう。猪山直之は物ではなくて心の在り方を問題にした。だから平然としておれた。池水よりも大分、次元が高い。
3. 香山リカ著「なぜ日本人は劣化したか」によると、それは新自由主義化に因ると。つまり、日本国民が自分の権利勝ち組のへりくつを通し続けてきた結果がこのザマだと述べている。物欲は取るに足らぬものらしい。

奥能登の名刹 総持寺祖院

輪島支部 八木 史朗



山門 (正面)

鶴見総持寺 明治31年の大火で焼失、本山としての地位は失われたが、ここ能登祖院として明治44年に再興され、東京から能登空港経由で1時間20分近くなった。



修証会 0:00 大般若経 3日間

本物の時代です

金沢支部 此内 章

偽物の時代は終わった。本物を忘れた日本人よ、本物を追え、目覚めよ日本人。不況の波に煽られ、閉塞感ばかりが強まる昨今、政治も経済も仕事も不安定、一番不安定なのは人の心です。虐待・いじめ・リストラ・倒産・詐欺・殺人事件の多さばかりが目につきます。犯罪大国になってしまった日本で、親子が殺し合う、兄弟で殺し合う、誰でもいいから人を殺したかった。と（身勝手極まる）

何も無理に殺さなくても交通事故で年間 5,000 人が亡くなり、自殺者が年間 30,000 人、ガンで死亡する人は年間 300,000 人も居るんです。だが心配には及ばない、私たち日本人は本物を知っていたんです。文化を持っているんです。本物の代表であるロレックスやオメガは、いつの時代も王道を往っています。

子供の頃、道端で草を剥ぐ牛や山羊、庭でニワトリが昆虫を喰らった光景を覚えていますか。そして遠く昔、私が子供のころには時間の大きな塊が見えました。その大きな塊がフワリ・フワリ流れて行く様が、ゆったり・まったりとした時間が見えました。だが現代は只々速ければいいと新幹線を建設する。だから新型インフルエンザのウイルスは、300km/h で移動します。低賃金で無職の日本では、パチンコ屋は平日も朝から一杯です。いつまでパチンコを続けるんですか？パチンコは北の軍備の資金源かも？だとすると日本という国は、影のテロ支援国家となるが、どうか？

またパパラッチがいけない、面白おかしく報道し、もっともな情報を垂れ流す。医者や病院はどうか？風邪も治せない医者が検査、検査で金儲け。看護師とか介護士も、それに右へ倣いしているのが医療現場です。それは商売だから良しとしても、患者の受け入れ拒否だけはしないで欲しいものです。

そして「策士、策に溺れる」状態にあるのが、背高泡立ち草です。あのススキさえも枯らすと言われた背高泡立ち草が、自分の出す毒で枯れ始めているのです。夢堂々と、人生ゆったりと、過ごしたいものです。

門松をつくりました

小松支部 武内 弘樹



12月26日自宅玄関にて、初めて門松をつくりました。

小雪がちらつく寒い日でしたが、たき火でこごえる指先を温めながらの作業でした。

門松は、新年を迎えるにあたって、玄関先を清め悪い鬼が家の中に入らぬように、新年の神様をお招きするために門松を立てるそうです。福が無い込む様に、より多くの仕事が無い込む様に、そのような思いで門松をつくりました。

門松をつくるための材料は、地方によって異なると思いますが、松、竹、梅、千両、葉ぼたん、南てん、クマザサ、杉または檜を用意します。竹は適当（直径5～10cm、長さ100cm前後）な長さに切りますが、竹は先が鋭角にならなかつたり、割れたりしやすいので、特に細心の注意が必要です。ここが一番難しいところです。次に段違いに切った竹を3本、シュロ縄で束ね、植木鉢に指し、鉢の中に砂利、砂等を入れて安定させます。足元には葉ぼたんを入れ、後は松、梅、千両、南てん、檜、下草としてク

マザサを適当に指していきます。最後に植木鉢をこもで巻きつけると出来上がりです。

初めてつくった割には、良い出来だと我ながら感心しております。

会員の皆様も、一度門松をつくってみてはいかがでしょうか。

新入会員の紹介

新会員です。どうぞ宜しく



吉田 真弓

◇金沢支部 ◇平成 22 年 7 月 15 日入会
◇事務所所在地
金沢市三社町 3 番 10 号
☎ 076-255-6405

初めまして。平成 21 年度の試験に合格し、平成 22 年 7 月に登録致しました。吉田と申します。

行政書士として開業できた今、非常にうれしく思っております。日々 1 歩ずつ成長し、あなたに依頼してよかったと言われる行政書士を目指し頑張っていきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願い致します。



小川 誠一郎

◇金沢支部 ◇平成 22 年 10 月 2 日入会
◇事務所所在地
金沢市笠舞 2 丁目 9 番 18 号
☎ 076-262-7327

40 年の警察人生を終え、退職後の仕事も 5 年経験、これからの人生を行政書士に賭ける思いで登録・入会させて頂きました。

先輩の方々のご指導を仰ぎながら頑張りたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。



石本 忠志

◇小松支部 ◇平成 22 年 8 月 1 日入会
◇事務所所在地
能美市湯谷町ト 180 番地
☎ 0761-57-3776

この度、石川県行政書士会に入会させていただきました、石本忠志と申します。地域の皆様から、信頼される行政書士を目指し、日々研鑽を積み重ねていきたいと思っております。諸先輩の先生方には、今後ともご指導を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。



新甫 勝

◇金沢支部 ◇平成 22 年 10 月 2 日入会
◇事務所所在地
かほく市外日角へ 50 番地 2
☎ 076-283-2606

東京で 15 年間ソフトウェアの開発の仕事をした後、独学で勉強して、去年の試験に合格し、行政書士になりました。まったくのど素人ですが、なんとかこの仕事で食っていけるように頑張りたいと思っています。



加藤 雅史

◇金沢支部 ◇平成 22 年 10 月 2 日入会
◇事務所所在地
金沢市もりの里 2 丁目 224 番地
☎ 076-282-9806

司法書士として独立開業し、これを機に行政書士登録をしました。行政書士業務は多岐にわたっており、全てに精通するのは難しいと思いますが、頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。



野村 重之

◇金沢支部 ◇平成 22 年 10 月 15 日入会
◇事務所所在地
金沢市西念 3 丁目 3 番 5 号 石川県勤労者福祉文化会館 5 階
☎ 076-210-3550

平成 15 年に税理士登録し、金沢市内の税理士法人で勤務していましたが、平成 21 年 12 月に野村経営税理士事務所を開業しました。起業家支援のための会社設立をサポートすべく行政書士事務所を併設しました。

会務日誌

事務局からのお知らせ

8月	4日	建設業許可・産業廃棄物収集運搬業許可申請にかかる基礎研修会	於：ものづくり会館	4名
	5日	外国人の為の無料相談会	於：国際交流協会	2名
	9日	成年後見制度研修会 第2期成年後見人等養成研修オリエンテーション	於：地場産本館	3名
	10日	登録伝達式	於：本会会議室	2名
	〃	第3回広報部会	於：本会会議室	7名
	〃	第2回情報対策（ICT）特別委員会開催	於：本会会議室	6名
	11日	月例無料相談会（金沢・小松・七尾）		6名
	12日	月例無料相談会（白山）		2名
	〃	石川県総務課と本会運営に関して協議		3名
	20日	経理部会	於：本会会議室	6名
	24日	成年後見 SC 継続研修	於：本会会議室	2名
	25日	職務上請求書確認作業	於：本会会議室	1名
	26日	広報部 会報いしかわ No.48・H22年度ポスター発送作業	於：本会会議室	2名
	27日	第5回経理部会	於：本会会議室	7名
	31日	新規登録希望者面談	於：本会会議室	1名
9月	2日	成年後見 SC 県内公民館へ「出前講座」開催案内送付作業		2名
	〃	外国人の為の無料相談会	於：国際交流協会	1名
	〃	会費自動引落処理、及び未納会員への会費請求作業		3名
	〃	石川県国際交流協会 22年下期相談会協議		2名
	4日	部長会・支部長会合同会議	於：地場産本館第3会議室	14名
	7日	第2期成年後見人等養成研修①	於：金沢ものづくり会館	2名
	8日	中小企業基盤整備機構北陸支部との協力体制に関する協議		2名
	〃	月例無料相談会（金沢・小松・七尾）		6名
	9日	月例無料相談会（白山）		2名
	10日	登録希望者面談（新甫様）	於：本会会議室	1名
	〃	神奈川県成年後見 CS シンポジウム参加	於：はまぎんホール	2名
	13日	滋賀会、石川会意見交換会	於：地場産本館	5名
	14日	第2期成年後見人等養成研修②	於：金沢ものづくり会館	2名
	16日	相続・遺言にかかる基礎研修会	於：地場産本館第2研修室	2名
	21日	職務上請求書確認作業	於：本会会議室	1名
	〃	第2期成年後見人等養成研修③	於：金沢ものづくり会館	2名
	〃	講師養成研修	於：行政書士会館	1名
	28日	第2期成年後見人等養成研修④	於：金沢ものづくり会館	2名
10月	1～3日	電話による無料相談会	於：本会会議室	25名
	2日	面談による無料相談会（金沢・七尾・小松）		
	3日	面談による無料相談会（金沢・小松・輪島・加賀）		
	5日	第2期成年後見人等養成研修⑤	於：金沢ものづくり会館	2名
	7日	外国人の為の無料相談会	於：国際交流会館	2名
	8日	第4回成年後見 SC 役員会開催	於：本会会議室	7名
	12日	登録伝達式	於：本会会議室	3名
	〃	第2期成年後見人等養成研修⑥	於：金沢ものづくり会館	2名
	13日	月例無料相談会（金沢・小松・七尾）		6名
	〃	県土業団 行列のできる無料相談会	於：香林坊大和	2名
	〃	石川県農政課と協議の為	於：石川県農政課	3名
	14日	月例無料相談会（白山）		2名
	〃	金沢家庭裁判所訪問	於：金沢家庭裁判所	4名
	15日	全国研修会<10月期>（インターネット研修）	於：地場産 第7研修室	4名
	18日	経理部会	於：本会会議室	3名

10月	19日	第2期成年後見人等養成研修⑦	於：金沢ものづくり会館	2名
	21～22日	事務局連絡会	於：日本行政書士会館	2名
	22日	家庭裁判所と家事関係機関との連絡会議	於：金沢家庭裁判所	1名
	23日	中地協理事会・担当者会議（申取・成年後見）	於：名鉄トヤマホテル	3名
	25日	登録伝達式	於：本会会議室	1名
	26日	第2期成年後見人等養成研修⑧	於：金沢ものづくり会館	2名
	27日	職務上請求書確認作業	於：本会会議室	1名
	29日	第2回行政書士試験対策委員会	於：本会会議室	9名
11月	2日	第2期成年後見人等養成研修⑨	於：金沢ものづくり会館	2名
	4日	外国人の為の無料相談会	於：国際交流会館	2名
	〃	全国研修会<11月期>（インターネット研修）	於：地場産 第7研修室	3名
	5日	日行連・中地協連絡会議	於：金沢白鳥路ホテル	8名
	8日	行政書士試験監督員等説明会	於：地場産 第6研修室	45名
	9日	第2期成年後見人等養成研修⑩	於：金沢ものづくり会館	2名
	〃	成年後見シンポジウム	於：輪島市役所	2名
	10日	月例無料相談会（金沢・小松・七尾）		6名
	11日	月例無料相談会（白山市）		2名
	14日	平成22年度行政書士試験		
	16日	会員の為の無料相談会	於：本会会議室	1名
	18日	中小企業（基礎研修）開催	於：地場産 第7研修室	3名
	20日	女性行政書士交流会定時総会	於：渡月庵和倉	7名
	〃	平成22年度新入会員研修会①	於：地場産 第8研修室	2名
	22日	総務部会	於：本会会議室	8名
	24日	職務上請求書確認作業	於：本会会議室	1名
	〃	成年後見 SC 役員会・事務局会議	於：金沢ものづくり会館	7名
	〃	第2回成年後見人養成研修会 伝達式	於：金沢ものづくり会館	
	25日	広報部会	於：本会会議室	9名
	〃	新規登録希望者面談（新美様）	於：本会会議室	1名
	26日	平成22年度新入会員研修会②	於：地場産 第6研修室	2名
	27日	第6回部長会	於：本会会議室	12名
	27～1日	勤日本国際協力センター主催「日系人就業準備研修」講師派遣	於：こまつまちづくり交流センター	1名
	30日	第1回選挙管理委員会	於：本会会議室	6名
	〃	知的資産シンポジウム	於：日経ホール（東京）	2名
	〃	成年後見制度連絡協議会	於：司法書士会館	5名
12月	2日	外国人の為の無料相談会	於：国際交流会館	2名
	3日	全国研修会<12月期>（インターネット研修）	於：地場産 第7研修室	2名
	〃	新規登録希望者面談（菅原様）	於：本会会議室	1名
	〃	県議会請願の件で県総務課長と会議		1名
	4日	第2回理事・支部長会合同会議開催	於：金沢都ホテル	24名
	8日	月例無料相談会（金沢・小松・七尾）		6名
	9日	月例無料相談会（白山市）		2名
	10日	成年後見 SC 登録会員登録面接	於：本会会議室	4名
	14日	中小企業支援に係る特別講義	於：地場産 第7研修室	3名
	15日	申請取次行政書士管理委員会	於：本会会議室	4名
15～	16日	全国広報・監察担当者会議	於：行政書士会館	2名
	16日	石川県土業団体親睦委員会		2名
	20日	建設工業新聞取材対応	於：本会会議室	2名
	21日	会員の為の無料相談会	於：本会会議室	1名
	22日	広報部会	於：本会会議室	8名
	〃	職務上請求書確認作業	於：本会会議室	1名
	28日	事務局仕事納め		

会員移動

●新規登録個人会員（6名）

受理年月日	所属支部	氏名	事務所所在地	電話番号
平成 22. 7.15	金沢	吉田 真弓	金沢市三社町 3 番 10 号	076-255-6405
平成 22. 8. 1	小松	石本 忠志	能美市湯谷町ト 180 番地	0761-57-3776
平成 22.10. 2	金沢	加藤 雅史	金沢市もりの里二丁目 224 番地	076-282-9806
平成 22.10. 2	金沢	小川誠一郎	金沢市笠舞 2 丁目 9 番 18 号	076-262-7327
平成 22.10. 2	金沢	新甫 勝	かほく市外日角へ 50 番地 2	076-283-2606
平成 22.10.15	金沢	野村 重之	金沢市西念 3 丁目 3 番 5 号 石川県勤労者福祉文化会館 5 階	076-210-3550

●変更登録事項（5名）

受理年月日	所属支部	氏名	事務所所在地	備考
平成 22. 8.31	金沢	鳥越 勇人	金沢市小金町 8 番 16 号 万石ビル 3F	住所変更
平成 22. 9.30	金沢	吉岡 大輔	金沢市弥勒町口 74 番地 5	事務所所在地変更
平成 22.10.15	金沢	中川 真人	金沢市畝田西 3 丁目 567 番地	事務所所在地変更
平成 22.10.29	金沢	小関 裕一	金沢市北安江 2 丁目 24 番地 13 号 事務所棟 2F	事務所所在地・住所変更
平成 22.11.15	金沢	澤井 徹	金沢市藤江北 4 丁目 395 番地 111	事務所所在地変更

●退会者（5名）

退会年月日	所属支部	氏名	退会理由
平成 22. 7. 9	加賀	中蔵 昇	廃業
平成 22. 8.31	七尾	石間 進二	廃業
平成 22. 9.30	金沢	中曽根正樹	廃業
平成 22.10.15	金沢	西野 久夫	廃業
平成 22.10.29	金沢	久保田 茂	廃業

会費の納入について（お願い）

日頃、会の運営につきましては格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、平成 22 年度分会費未納の方にご請求申し上げます。
何かとご多忙のことと存じますが、下記へ至急納入賜りたくよろしくお願い申し上げます。
なお、併せて当会政治連盟会費の未納の方も下記へ納入お願い申し上げます。

記

1. 平成 22 年度会費 金 72,000 円

納入方法 払込取扱票により納入下さい

お振込先 石川県庁内郵便局

口座番号 00750-6-55558

口座名義 石川県行政書士会

2. 日本行政書士政治連盟

平成 22 年度会費 金 5,400 円

納入方法 払込取扱票により納入下さい

お振込先 石川県庁内郵便局

口座番号 0072-1-74073

口座名義 日本行政書士政治連盟石川県支部

契約件数

アフラックは「がん保険」も「医療保険」も選ばれてNo.1

平成21年版「インシュアランス生命保険統計号」より

病気もケガも一生涯保障で安心!
手術の保障が広がって安心!



EVERが
生まれかわって、
新登場!

もっと頼れる医療保険
新EVER
エヴァー

新EVER<ベースプラン>入院給付金日額5,000円コース 保険期間:終身

病気・ケガで入院したとき	疾病入院給付金	災害入院給付金
	1日につき (1日目から) 5,000円	1回の入院につき 最高60日まで、病気・ケガ それぞれ通算1,095日まで
病気・ケガで手術を受けたとき 放射線治療・ 先進医療を受けたとき	手術給付金	
	手術(重大手術を除く)	重大手術
	入院なし1回につき 2.5万円	入院あり1回につき 開頭・開胸・開腹手術など 1回につき 20万円
	放射線治療給付金	先進医療一時金
	1回につき 5万円	

・契約年齢:0歳~満80歳

新EVER<ベースプラン>定額タイプ入院給付金日額5,000円コース 保険料一部抜粋

個別取扱・月払【保険料払込期間:終身】契約年齢:0歳~満80歳				
契約日の満年齢	40歳	50歳	60歳	70歳
男性	2,185円	3,095円	4,575円	6,935円
女性	1,985円	2,610円	3,700円	5,485円

※2010年4月現在

※ご確認ください

◎この資料は、記載の保険(プラン)の概要を説明しております。保障の開始と期間、保険料、解約払戻金などの詳細については、「パンフレット(契約概要)」や「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。
◎お仕事の内容やご健康状態などによってはお申込みをお引受けできない場合があります。

<引受保険会社>

「生きる」を創る。

Aflac

アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)
金融第二営業部
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
Tel.03-3344-1419

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)

三信振興(株)生命保険部

☎0120-357-212 FAX 03-3572-7451

〒105-0004 港区新橋2-20-1 新橋三信館

AF005-2010-0104 4月27日

希望書 下記の上、上記代理店にご提出ください

FAX 03-3572-7451

① ご希望の商品に○をつけてください。

アフラックのがん保険f(フォルテ) 新EVER

② にをつけてください。

契約を希望する 説明を希望する 資料を希望する

③ ご希望の方のお名前・性別・生年月日・現住所・電話番号・ご勤務先を記入してください。

ご本人欄	お名前	フリガナ	性別	男性	女性	生年月日	昭和	年	月	日
	現住所	フリガナ 〒		自宅	()					
ご勤務先	会社名	部署名	会社	()						

募集代理店 御中

今回提供する個人情報の貴代理店における利用目的が、アフラックの各種商品やサービスの案内・提供・維持管理であることを確認しました。

また、これらの利用目的のために貴代理店がその提携先であるアフラックに登録されている代理店と共同して対応する際には、個人情報が当該代理店に提供されることに同意します。



編集後記

黄金に染められていし立山を

拝みて祈るこの年の無事

会員の皆様には、ますますご健勝にて新しい年をお迎えのこと、心よりお慶び申し上げます。

会報第49号は、皆様からの新年を迎えての抱負をいただきました。行政書士としてお客様に信頼されるように努力しなければと自らも気持を新たにいたしております。

行政書士の業務として新しい分野の情報など、業務拡大に役立つ会報になるように、又興味のある会報になるようにと広報部員一同努力いたしました。原稿をお寄せくださいました皆様に感謝いたしますとともに、会報についてのご意見やご要望をお寄せ下さるようお願いいたします。

広報部員 大森 千歌子

会報いしかわ 第49号

発行日 平成23年1月25日
発行人 会長 宮川 外茂次
 広報部長 河越 俊雄
発行所 石川県行政書士会
 〒920-8203
 石川県金沢市鞍月2丁目2番地
 石川県繊維会館3階
 TEL(076)268-9555
 FAX(076)268-9556

E-mail: office@ishikawagyousei.org
URL: <http://www.ishikawagyousei.org/>

官公署に提出する書類、
権利義務・事実証明に関する書類の作成は
行政書士の業務です。



あなたの街の法律家
行政書士

「えがお」をつなく、「あした」を育てる。あなたの側に行政書士。
タレント 中村 龍樹

【行政書士が取り扱う業務の一部】

- 建設業許可 ○指名願・経営規模等評価申請 ○宅建業免許
- 産業廃棄物処理業許可 ○法人設立 ○医療法人設立認可
- 貨物自動車運送事業許可 ○入管・帰化申請
- 告訴状・告発状作成 ○相続・遺言に関する事項
- 自動車の登録・車庫証明 ○農地法の許可 ○開発許可